

2024. 7. 3

第 126 回専門セミナー

在中国日系企業における最新のリスク管理とガバナンス ～中国会社法の大幅改正後の対応～

中国の会社法は対中投資及び中国での事業展開にあたり看過できない極めて重要な法律です。1993年の初制定から約30年の間に会社法は5回の改正がなされてきましたが、このたび2005年の改正に次いで2回目の大幅改正が可決され、来たる7月1日に施行されます。

会社法の大幅改正に伴い、出資者である日本企業、そして現地で事業を展開する在中国日系企業においては、リスク管理及びガバナンスの多方面から抜本的な対応が迫られます。リスク管理にあたっては、出資払込期限などの資本制度の変更、株主の権利義務の変更のみならず、董事や高級管理職など役員の実務責任も強化されていることから、中国に赴任している日本人駐在員にも影響が及びます。また、ガバナンスにあたっては、組織機構の調整が求められます。昨今では資本再編や撤退を検討する企業が多くみられる中、それらの実施にあたっては会社法の改正による影響を検討しなければなりません。

今回のセミナーでは、長年にわたり多数の在中国日系企業の法律顧問を務め、実務経験豊富な劉新宇弁護士と韓暉弁護士を講師にお招きし、中国会社法の大幅改正後の対応について、リスク管理とガバナンスという観点から日本語で解説していただきます。

なお、講師は、経営法友会及び商事法務をはじめとする日本の主要な団体の主催するセミナーで同分野の講演をされているほか、「中国会社法改正の要点と外資系企業への影響（商事法務、No2356）」、「中国会社法の改正による重大な制度変革及び企業の留意点～会社法改正の要点解説（MUFG中国月報、2024年2月号）」など当該分野の論稿を公表されています。本講演と併せ、最新動向と実務上のポイントを知るうえでの参考になると思われます。

ご多忙とは存じますが、今回も多数ご参加賜りますようお願い申し上げます。

講演概要

【日時】 2024年7月3日（水）日本時間14：00～15：30（中国時間13:00～14:30）

【形式】 オンライン開催（Zoom ウェビナー）

【主催】 日本国際貿易促進協会京都総局

【後援】 日本国際貿易促進協会、一般社団法人東海日中貿易センター

【参加】 無料

【対象】 講師と同業者又は類似業者の方はご遠慮ください。お申込をお断りさせ

日本国際貿易促進協会京都総局

The Association For The Promotion of International Trade, Japan, Kyoto Office

ていただく場合があります。

【目次（仮）】（内容に若干の調整が生じる場合がございます）

はじめに

- ・ 日系企業のリスク管理とガバナンスの基本
- ・ 中国会社法の歩み
- ・ 改正の要点と特徴

I. 最新の各種リスク対応

- (1) 出資払込期限の設定
- (2) 出資不足に関するリスク
- (3) 役員の実質的責任強化
- (4) 支配株主及び実質的支配者の責任強化

II. ガバナンスの再考

- (1) 社内組織機構及び権限の調整
- (2) 監査委員会の導入
- (3) 小規模な会社における企業統治構造の簡素化
- (4) 従業員数 300 人以上の有限責任会社の選択

III. その他在中日系企業への影響

- (1) 定款修正の対応
- (2) 外商投資法との整合と移行期における作業
- (3) 手続きの簡素化

【講師】 劉 新宇 氏 北京金杜法律事務所 中国弁護士
韓 暉 氏 北京金杜法律事務所 中国弁護士

<略歴>

1990年、上海復旦大学法学部卒業（国際経済法専攻）。早稲田大学大学院民法修士号を取得、その後の日本商社勤務時には博士課程で国際経済法を研究。

中国中央官庁直轄の大手国有企業に勤務（法務責任者）、北京市の有力法律事務所、日本留学、日本の大手総合商社（中国法顧問）を経て、2005年、パートナー弁護士として金杜法律事務所に入所、現在に至る。



劉 新宇 氏

主な取扱分野は、企業 M&A、外国投資、国際貿易、輸出管理等の税関・貿易コンプライアンス、及び仲裁・訴訟等の紛争解決など。

中国政法大学大学院特任教授、中国人民大学税関・外貨法研究所共同所長、北京外国語大学国際制裁・輸出管理研究センター共同委員長、中日民商法研究会副会長、中国社会科学院法学研究所私法研究センター研究員、早稲田大学トランスナショナル HRM 研究所招聘研究員、最高人民検察院民事行政事件諮問専門家、全国弁護士協会国際業務委員会副委員長、北京市弁護士協会国際投資・貿易法律専門委員会委員長、全国弁護士協会「一帯一路」（第 1 期）国際弁護士人材、中国犯罪学会理事、北京経済法学会理事、「中国税関」専門家。

日本国際貿易促進協会京都総局

The Association For The Promotion of International Trade, Japan, Kyoto Office

中国国際経済貿易仲裁委員会、日本商事仲裁協会、武漢仲裁委員会、大連仲裁委員会、珠海国際仲裁院及びハルビン仲裁委員会の各仲裁機関において仲裁人を務める。

中国において弁護士業務に長年にわたり従事する一方、その実務経験を活かし、研究活動にも注力。その成果は多数の著書、論文、講演等において示されている。

<略歴>

2017年、金杜法律事務所北京オフィス入所。金杜入所前は、金杜法律事務所天津オフィスでの1年間の勤務を経て、2012年から2016年まで、日本の某法律事務所の東京及び北京オフィスで勤務。



韓 暉 氏

主な取扱分野はコーポレート業務、独占禁止法、企業M&A等のリーガル関連業務全般。

独占禁止法分野、特に企業結合届出分野において、豊富な経験を有し、自動車、金融業、不動産業、情報サービス等の業界の事例を多数担当。カルテル・市場支配的地位の濫用に関する対策、独禁法遵守に関するガイドラインの作成、コンプライアンス制度の構築など、数多くのグローバル企業、国内外の大型機関・大手企業をサポート。

中国税理士資格も有しており、法律面の助言にあたっては税金対策も考慮のうえ、税務分野のアドバイスも提供できる。

【申込】以下のURLよりお申し込みください。

https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_D_t15mNmRlipjrWbdYftTQ

☆お申し込みが完了するとZoomより申込み完了とイベント参加方法のメールが届きます。セミナー当日、送信されたURLにアクセスして受講して下さい。

☆集団受講(端末1台で複数名受講)はご遠慮ください。お手数ですが1名毎にお申し込みください。

【締切】2024年7月1日(月)

【お問合せ】日本国際貿易促進協会京都総局

TEL: 075-354-0777

e-mail: kyotosou@japitkyoto.jp